

## Working Paper Series (J)

No.10

1990年以降の日本における  
少子化対策の展開と今後の課題

Development of Policies to Cope with the Declining Birth Rate  
since 1990's and its Remaining Issues in Japan

守泉 理恵  
Rie MORIIZUMI

2014年7月

[http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS\\_WPJ10.pdf](http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ10.pdf)



国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

## 1990 年以降の日本における少子化対策の展開と今後の課題<sup>1</sup>

守泉 理恵

(国立社会保障・人口問題研究所)

### はじめに

高出生率・高死亡率の多産多死から、低出生率・低死亡率の少産少死へと転換する「人口転換」は、18世紀後半から1930年代にかけて欧米先進諸国で経験され、それ以外の国では19世紀後半～20世紀初頭から1950年代後半にかけて日本で最初に転換が完了した。出生率の低下は、人口置換水準(TFRで約2.1)にとどまるとみられていたが、1960年代後半からは再び先進諸国で継続的な出生率の低下が始まり、多くの国で出生率は置換水準を下回るに至った。この事態は「第2の人口転換」とも表現され(van de Kaa 1987)、個人主義の広がりや結婚・出生の価値観の変化、近代的避妊の普及などが原因であると指摘された(阿藤 1997)。また、女性の社会進出や産業構造の変化に伴う就業環境や就業行動の変化、家庭内を含む社会生活全般におけるジェンダー役割変化・平等性の問題との関連も指摘されている(Brewster and Rindfuss 2000; McDonald 2000; Ahn and Mira 2002; Kohler et al. 2002; Castles 2003; Rindfuss et al. 2003; Adserá 2004; Kögel 2004; Engelhardt et al. 2004; Billari and Kohler 2004; 山口 2009)。現在は、同棲・婚外子・共働きなど多様なライフスタイルが認められた国々で低出生率は緩和・回復し、性役割分業が強固な家族主義が強い国々では仕事と家庭の両立困難・結婚のハードルの高さ等から出生率が低迷し続けている傾向がある。こうした中で家族政策の有用性も議論されている(d'Addio and d'Ercole 2005; Gauthier 2007; Letablier et al. 2009; Thévenon 2011 など)。経済の発展と高出生率の両立が可能であること、その背景には特に女性の働き方にかかわるワーク・ライフ・バランスや両立支援が寄与している事実を指摘した研究もある(山口 2009; Myrskylä et al. 2009)。

日本では1990年代から「少子化対策」として低出生率への対応が始まり、当初は関係省庁で合意した形の政策プランとして位置づけられていた。しかし、出生率の低下に歯止めがかからない事実や、人口減少が現実となってきた統計的証左が次々に明らかになってきたことを背景として徐々に政策としての重みを増し、2000年代に入ると社会保障政策の柱の一つとして少子化対策が議論されるようになった。また「安心して子どもを産み育てられる社会」の実現に向け自治体や企業に行動計画策定を義務付けた次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法)や、政府を挙げて取り組むことを明記した少子化社会対策基本法も制定されるにいたった。国連人口部が調査している政府の基本姿勢でも、日本は1996年まで低出生率に対して「不介入(No Intervention)」との回答であったが、2003年には「出生率引き上げを意図した政策を有する」との回答に変わった(UN 2004)。この点については、2003年に成立した「少子化社会対策基本法」が大きな転換点であったと指摘される。たとえば、阿藤(2005)はこの法律のなかで「少子化に歯止めをかける」との文言が入ったことを挙げ<sup>2</sup>、大日向(2007)は、その前文について、「結婚や出産が個人の選択

にゆだねられるべきものであることは一応、認めつつも、少子化対策はそれを凌ぐ優先課題であるとする文面である」とした<sup>3</sup>。その後も、2006年の「新しい少子化対策について」でも、少子化対策の目標は「出生率の低下傾向の反転」であると明記するなど、現在では、国レベルでは少子化是正という視点を持った政策展開を意識しているといえよう。ただし、結婚・出産が個人の権利であるという点は一貫して前提としている。

毎年の合計特殊出生率が低下する理由には、女性の出産タイミングが遅くなっていく「晩産化」と、女性が生涯に持つ平均子ども数の減少、つまり「少産化」が挙げられる（守泉 2007）。これらが起こる背景には、結婚行動の変化（未婚化、晩婚化、非婚化）、高学歴化、女性の社会進出、子育て費用の増加、女性の家族役割やジェンダー役割に関する考え方の変化など、さまざまな要因が複雑に絡み合っている。そうした「少子化の要因研究」が進むにつれて、少子化対策の内容は幅広い分野にまたがるようになってきた。当初は女性の仕事と家庭の両立支援、中でも保育サービスの拡充を行うことが中心だったが、そのほかにも少子化をもたらすさまざまな要因が指摘されるようになると、その政策内容は日本の職場風土や働き方の変革を目指す労働政策や、次世代の親となる子ども・若者に対する保健福祉・教育・就労支援政策、住宅やまちづくりにかかわる政策などにも広がり、多岐に及ぶようになった。また、児童手当や税制上の控除、出産費用や小児医療費の補助、育児休業中の所得補償など様々な経済的な支援も増額ないし創設されてきた。

本稿では、1990年から2014年7月の期間における日本の少子化対策の展開についてまとめ、今後の展望と残されている課題について考察する。

## 第1節 日本の少子化対策のこれまでの展開

図1は、1990～2014年7月までの日本の少子化対策の政策展開を概観したもので、筆者独自に5つの区分にまとめた。第1期（1990～96年）は、保育サービスの拡充と少子化問題に対する国民的議論の喚起が中心だった。第2期（1997～2001年）は保育サービス拡充に加え、雇用環境や働き方への批判的視点と改善の提起が行われた。続いて、第3期（2002～2004年）では少子化関連施策のその後の基盤となる法整備が行われ、第4期（2005～2009年秋）には法律に基づき子育て支援とワーク・ライフ・バランスの2本立てで官民一体となった推進体制が確立・開始された。その後、自民党と民主党の政権交代を含む第5期（2009年秋～2013年）では、子ども手当以降に経済的支援の強化が進んだことに加え、子育て支援システムの包括的見直しの検討が進められて、子ども・子育て関連3法の成立、消費増税に伴う新制度への7000億円の財源確保が実現した。そして2014年以降、少子化・人口減少問題は最大の国難の一つとされ、少子化対策は国政における最重要課題として大きく取り上げられるにいたった。「従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、地域活性化、女性の活躍推進、若者の雇用対策、定住促進等の関連政策との連携など、様々な施策を総動員」し、「政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策」を行う（少子化危機突破タスクフォース（第2期）取りまとめより）とされ、今後、一層の少子化対策メニューの検討と充実、財政配分の強化がめざされている。

以下、本稿における時期区分に基づいて、各期での施策展開を具体的にみていこう。

図1 日本の少子化対策の展開（要約）

第1期	1991	『健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議報告書』
	1994	エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業 策定
第2期	1997	人口問題審議会報告『少子化に関する基本的考え方について』
	1998	少子化への対応を考える有識者会議提言『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために』
	1999	少子化対策推進関係閣僚会議 設置
		少子化への対応を推進する国民会議 設置 少子化対策推進基本方針、新エンゼルプラン 策定(少子化対策推進関係閣僚会議)
第3期	2002	少子化対策プラスワン(厚生労働省)
	2003	次世代育成支援に関する当面の取組方針 策定(少子化対策推進関係閣僚会議)
		次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律 成立
		少子化社会対策基本法 成立 少子化社会対策会議 設置
2004	少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン 策定	
第4期	2005	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 前期計画開始
	2006	新しい少子化対策 策定(少子化社会対策会議)
	2007	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 発足
		ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 発足
		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 社会保障審議会少子化対策特別部会 発足
2008	社会保障国民会議 発足	
	新待機児童ゼロ作戦 開始	
2009	ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム 発足 次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法 改正 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	
第5期	2010	子ども・子育てビジョン(新しい少子化社会対策大綱) 策定
		子ども手当 開始
		ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 新たな合意(憲章・行動指針改定)
	2011	待機児童解消「先取り」プロジェクト 開始
		社会保障・税一体改革成案 決定(社会保障改革会議)
2012	児童手当 復活(所得制限再開)	
	子ども・子育て新システムに関する基本制度 決定(少子化社会対策会議) 子ども・子育て関連3法 成立	
2013	子ども・子育て会議 設置	
	待機児童解消加速化プラン 開始 「少子化危機突破」のための具体的提案(少子化危機突破タスクフォース) 少子化危機突破のための緊急対策 決定(少子化社会対策会議)	
2014	次世代育成支援対策推進法等の一部改正 経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針2014)	

資料：守泉（2008）図1に最近の動きを追加して整理。

(1) 第1期：1990～96年

1990年6月に1989年の人口動態概況が公表され、合計出生率が1.57と丙午(1966年)の1.58を下回ることが判明した。この事実を受け、出生率の低下という問題に対して政府が本格的に対応に動き出した。「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が同年8月に立ち上げられ、そのとりまとめ報告書は91年1月に公表された。その報告書では、少子化の主要因として20歳代女子の未婚率上昇を挙げている。そして

未婚化の背景としては、女性の社会進出と経済力向上、および独身生活の魅力の増大の一方で、家事・育児と仕事の両立困難や住宅問題、子どもの教育問題、仕事優先の風潮の中での家庭軽視、性別役割分業の根強さ等に起因する結婚・育児への負担感増大があることを指摘した。この認識をふまえ、女性の仕事と家庭の両立支援、男性の家庭生活への参加支援、住環境の整備、母子保健の拡充、ゆとり教育といった項目を具体的対応として提示した。この報告は、のちのエンゼルプランの下地となった。このほかにも、少子化を扱った会議報告書、白書が次々と作られた<sup>4</sup>。

また、少子化問題への社会的関心を喚起するための「ウェルカムベビーキャンペーン」の実施（1992年4月～）や、雑誌やテレビでの特集、少子化問題を扱ったカンファレンスの開催など民間の運動も相次いだ。

そして、1994年12月に、最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）およびその重点施策を示した「緊急保育対策等5か年事業」が策定された。文部・厚生・労働・建設の4省大臣の合意で決められたもので、政策の実施期間は1995～99年度である。

エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。そして、仕事と育児の両立のための雇用環境整備、保育サービス充実、母子保健医療体制の充実、住宅・生活環境の整備、学校教育・家庭教育の充実、子育ての経済的負担軽減、子育て支援の基盤整備の7項目について具体的対応策を列挙した。その中でも、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等5か年事業」に基づき重点的に実施した。このプランに基づき、1992年に制定された育児休業制度における25%の所得保障の実施（1995年）、週40時間労働制の実施（1997年）、児童福祉法改正による保育所入所方法の見直し（1998年）<sup>5</sup>も実現された。

## (2)第2期：1997～2001年

少子化への国民的議論が徐々に喚起されて出生率低下に社会的関心が集まり、エンゼルプランが策定・実施されたあとも出生率の低下は止まらなかった。このため、厚生省人口問題審議会では、1997年2月に少子化問題について集中討議を始め、同年10月に『少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択』を公表した。ここでは少子化の原因や社会経済的背景を詳しく分析しており、少子化の要因として未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）と、夫婦が理想の子ども数を持ってない現状を指摘した。今後の対応のあり方については、固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行・企業風土の是正が重要という視点を新たに前面に打ち出し、その後の少子化対策の方向性に大きな影響を与えた。

続いて1998年7月に、内閣総理大臣主宰で「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、同年12月に公表した提言「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」では、人口審報告と同じく、日本的雇用慣行と結びついている男女の性別役割分業の見直しや職場優先の企業風土の是正、多様な働き方や企業による子育て支援の推進など、労働政策に関わる分野での対策の重要性を訴えた。さらに、家庭や教育における男女共同

参画の推進、地域での子育て支援と保育サービスの拡充、子育ての経済的支援などの重点分野を挙げ、全部で約 160 項目もの具体的対策や検討すべき点を列挙した。この提言内容は、翌 99 年に策定された新エンゼルプランの下地となった。また、この会議の提言により、内閣総理大臣を議長とする「少子化対策推進関係閣僚会議」、および「少子化への対応を推進する国民会議」が立ち上げられた。

少子化対策推進関係閣僚会議は、1999 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」を打ち出し、この方針に沿った具体的行動計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定した。新エンゼルプランの実施期間は 2000～2004 年度で、策定者は大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 省大臣であった。

新エンゼルプランでは、エンゼルプラン時と比べて固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱っている。重点施策分野は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の 8 項目で、予算も増強された。エンゼルプラン時よりも重点的に行われる事業が増え、政策内容に大きな広がりを見せている。

### (3) 第 3 期：2002～2004 年

2000 年度から新エンゼルプランが始動し、2001 年 7 月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定して、「待機児童ゼロ作戦」をスタートさせるなどした。しかし、出生率反転の兆しは見られなかった。こうした中、政府は少子化対策の見直しを行い、2002 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を発表した。「もう一段の対策」を考えたこの提言では、新たな視点として、若者の経済基盤の安定化を挙げ、さらに「男性を含めた」働き方の見直しという点を強調した。

少子化対策プラスワンの報告を受け、少子化対策推進関係閣僚会議では、翌 2003 年 3 月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を決定した。この方針により、2003～2004 年を少子化対策の基盤整備期間と位置づけ、対策推進のバックボーンとなる少子化関連法の立法化を進めることになった。その結果、2003 年 7 月に少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法がともに成立した。

次世代育成支援対策推進法は 10 年間の時限立法であり、国、地方公共団体、そして常時雇用労働者 300 人以上の企業に対して、次世代育成支援行動計画を策定し、2005 年 4 月から実施する義務を課した法律である（常時雇用労働者が 300 人未満の中小企業は努力義務）。一方、少子化社会対策基本法は、今後の少子化対策の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めている。基本法制定に伴い、少子化対策推進関係閣僚会議は廃止されて、内閣府に特別機関扱いで「少子化社会対策会議」が設置された。さらに、基本法は国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課しており、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が 2004 年 6 月に策定された。

少子化社会対策大綱は、施策の基本的方向やポイントを列記した行動指針となるべき文

書であり、これを受けて2004年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。第3次総合少子化対策ともいえるこの行動計画の実施期間は2005～2009年度である。

子ども・子育て応援プランは、大綱に挙げられた「少子化の流れを変える」ための4つの重点課題である、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯（保育サービスの展開を含む地域における子育て支援、子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援、子育てのための安心、安全な環境）と、これらに取り組むための「28の行動」の具体的な行動計画を列挙している。それぞれの項目について、数値目標や実現した場合の将来の社会の姿（おおむね10年後）を示すとともに、働き方の見直しの分野や子どもの教育分野においても積極的に数値目標を定めたり、次世代法に基づく地方自治体の行動計画とリンクして目標値を定めたりするなど、これまでにない特徴をもったプランとなっている。予算も増強され、単年度で0.8～1.6兆円程度が組まれるようになった（付表1参照）。

#### (4)第4期：2005～2009年

2005年の合計出生率が1.26と過去最低を記録し、少子化の流れを変えられない中、2006年6月に政府は「新しい少子化対策」と銘打った一連の追加対策メニューを提示した。これは、子どもの年齢別<sup>6</sup>に子育て支援策を明記するとともに、働き方改革の一層の推進等を含む内容となっている。

その後、2006年12月に新人口推計が公表され、2002年推計よりもさらに厳しい出生率と人口減少の見通しが示されたことから、政府は再び少子化対策のあり方について見直しと検討を行うことを表明した。2007年2月に、少子化社会対策会議の下位組織である少子化社会対策推進会議を廃止して、新たに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が発足した。この会議には、基本戦略分科会、働き方の改革分科会、地域・家族の再生分科会、点検・評価分科会の4つの下部組織が設けられた。各分科会で検討を重ねた上で2007年6月に中間報告がまとめられ、最終的には2007年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が公表された。ここでは、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するために「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立、および家庭における子育てを包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築」を車の両輪とした。現金給付の形での経済的支援の重要性を認識しつつも、現物給付による支援を重点的に拡充する方向性を示したのである。

さらに、重点戦略の策定と並行して、「働き方の見直し」「ワーク・ライフ・バランス」が政府の優先的取り組み課題として前面に押し出されるようになり、2007年7月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議が立ち上げられた。そして、同年12月にこの会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が提示され、政労使による調印の上、決定された。

少子化対策における働き方の見直しでは、当初、「ファミリー・フレンドリー」という

言葉が使われていたことから分かるように、仕事と子育ての両立の観点から議論がなされてきた。しかし、子ども、とくに未就学児や小学生などの小さな子どものいる労働者がおもに対象になるイメージが強く、こうした施策の推進には労働者全般の理解は得にくかった。また、労働力人口のみならず総人口の減少が始まりつつある中で、性別・年齢・配偶関係にとらわれない多様な労働者を活用する必要が生じ、性別役割分業のもとで時間制約のない男性労働者だけを想定した働き方を見直さざるを得なくなってきた。そこで、子どもがいる人たちを対象とした議論から、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉で広く働き方の見直しを試み、それが少子化対策にもつながるという理解で少子化問題への接近が試みられるようになったのである。

2008年になると、重点戦略に沿って、新たな保育制度体系の検討開始（厚生労働省社会保障審議会の下位部会「少子化対策特別部会」で議論）や、「新待機児童ゼロ作戦」の策定が行われた。このころから、少子化対策は社会保障政策の枠組み内で明示的に扱われることが多くなった。2008年1月に発足した社会保障国民会議では、年金、医療・介護に加えて少子化対策を柱の一つとして挙げた。また、これまで幾度も指摘されてきた少子化対策の財源確保という問題も本格的な議論が行われるようになった。同年12月に発表した「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」では、中福祉・中負担の社会構築を目指すこと、そのために経済の立て直しを前提に将来的には消費税率を上げて、その税収は少子化対策を含む社会保障に使うことが明記された。

翌2009年には、新待機児童ゼロ作戦推進の財源として「安心こども基金」（1000億円）が創設され、保育サービス拡充のために2度の補正予算で積み増しされて合計2700億円の基金となった。さらに、政治情勢との絡みもあり、現金給付の形での子育て世帯への経済的支援が注目され始めた。2009年4～6月頃実施された「定額給付金」は、不況下での国民の生活支援政策であったが、子どものいる世帯には金額を上乗せして支給を行い、子育て世帯への経済的支援の性格も持たせた。

2009年は次世代法の改正、育児・介護休業法の改正も相次いだ。改正次世代法では、企業の行動計画策定義務化の適用範囲拡大（常用労働者301人以上企業から101人以上企業へ）、行動計画の公表・周知義務化などを定め、仕事と家庭の両立支援の拡充に向けて、さらに企業の取り組みを促すものになった。なお、この法律は、成立当初、罰則がない中でどれだけの企業が行動計画の届出を行うか危ぶまれたが、2014年3月末までに、301人以上の企業の98.5%（14,580社）、101人以上300人以下企業の98.4%（31,988社）が届出を行った。また、厚生労働省は、一般事業主行動計画の実施において一定の基準を達成すれば、企業からの申請により子育て支援が充実した企業である「認定」を行っているが、2014年3月末現在で1,818社が認定企業となった（うち、300人以下企業は570社）。

2009年6月に成立した改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進をねらった「パパママ育休プラス」（夫婦とも育児休業を取得すれば、通常は子どもが1歳までのところを1歳2カ月まで休業できる制度）、短時間勤務制度の措置義務化、子の看護休暇の拡充等が定められ、2010年6月30日に施行された。育児休業については、これに先だって3月に雇用保険法が改正され、2009年度までの時限措置だった育児休業給付の割増（休業前賃金の50%）が当面延長され（時期明記せず）、育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金が育休中に全額支給されることになった。

(5) 第 5 期 : 2009 年秋～2013 年

子どもと家庭を応援する日本重点戦略において、ワーク・ライフ・バランスを合言葉とした働き方の改革と、現物給付を中心とした子育て家庭への支援拡充を車の両輪とする方向性が定まり、これに沿って政策展開が行われてきていたが、2009 年 8 月の衆議院議員選挙後に自民党から民主党に政権交代すると、少子化対策は子育て家庭への現金給付も重視する考え方に転換した。具体的には、「子ども手当」を中学生以下の子どもを持つ全家庭へ所得制限なしで給付するというものである。当初は一人月額 26,000 円を支給する計画だったが、財源問題から一人月額 13,000 円の支給となり、2011 年 10 月～2012 年 3 月は 0～2 歳及び小学生以下の第 3 子以降が月額 15,000 円、3 歳～小学生以下の第 1 子、第 2 子及び中学生が月額 10,000 円の支給に変更された。2012 年 4 月以降は、支給内容は同じだが名称が「児童手当」に戻り、所得制限が復活した（所得制限により児童手当が支給されない家庭は、中学生以下の子どもについて、一人当たり一律 5,000 円が特例給付として支給されることになった）。

一方、経済的支援も含めた包括的な子育て支援策については、2010 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、新政権の少子化対策に対する考え方が打ち出された。ここに掲げた政策の数値目標は平成 26 年度を目途として実現を目指しており、実質的に 2010～2014 年度を対象とした第 4 次総合少子化対策といえる。なお、このビジョンは、少子化社会対策基本法に定める大綱にあたる。2004 年 6 月に定めた最初の大綱ではおおむね 5 年後に見直しを行うことを記しており、それに従い策定された。

子ども・子育てビジョンでは、これらの政策が「少子化対策」ではなく「子ども・子育て支援」策であること、子どもが主人公という視点を持つこと、社会全体で子育てを支えること、という考え方を基本に置いたうえで、支援の 4 つの柱を示した。第一に、「子どもの育ちと若者の自立支援」であり、これには子ども手当、高校の無償化、若者の就労支援などが含まれる。第二に「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築」であり、母子保健、小児医療の充実、待機児童の解消、新たな保育制度体系や放課後子ども対策の充実が挙げられた。第三は「地域社会における多様な子育てネットワークの構築や子育てしやすいまちづくり」に関するもので、地域の子育て拠点や子育てネットワークの充実、子育てバリアフリーの推進、ファミリー向け住宅の供給、安全なまちづくりが挙げられた。最後に、「ワーク・ライフ・バランスの実現」が掲げられ、働き方の改革と、次世代法を活用して仕事と家庭が両立できる職場環境の実現に取り組むことを明記した。

さらに、政府は子ども・子育てビジョンに基づき、その確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、ビジョン決定と同月に少子化社会対策会議で「子ども・子育て新システム検討会議」およびその下位会議である「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」の設置が決定された。検討会議では 2010 年 6 月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を公表し、少子化社会対策会議でも決定され、平成 23 年通常国会に法案を提出して 25 年度の施行を目指すとした。ただし、待機児童解消に関しては前倒しで取り組まれ、2010 年 10 月に首相官邸に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、翌 11 月に国と自治体が一体的に取り組む「待機児童解消「先取り」プ

プロジェクト」が策定された。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することを目指した。制度設計のイメージとしては、「子ども・子育て勘定」を創設して財源を一元化し、市町村（実施基礎自治体）に交付金として交付して、地域の実情に合わせて現物給付・現金給付を配分できる形を提示した。給付は2階建てとし、1階部分に当たる基礎給付はすべての子育て家庭が対象で、地域子育て支援（乳児家庭全戸訪問や地域子育て支援拠点等の整備）や個人給付（一時預かりや子ども手当）が含まれる。2階部分は両立支援・保育・幼児教育給付で、幼保一体化したこども園、小規模保育サービス、病児・病後児保育サービス、放課後児童クラブなどが含まれる。施設の面では、すべての幼稚園・保育所について、その双方の機能を一体化した総合こども園への移行をめざした。

その後、2012年3月には少子化社会対策会議にて「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が決定され、改めて立法化を目指したが、民主党が提示した新システムの具体的議論は難航し、最終的に民主・自民・公明の3党合意のもとで議員修正が行われた上で2012年8月に子ども・子育て支援法など関連3法<sup>7</sup>が成立した。

この法律では、本格施行を平成27（2015）年度とし、それまでに「子ども・子育て会議」（本法律を受け平成25年度設置）で保育サービスの利用者認定基準や保育公定価格の設定等の具体的制度検討を進めるとした。保育施設に関しては、認定こども園のうち、幼保連携型を新たに学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもった単一の施設とし、認可・指導監督も一本化して既存の幼稚園・保育所に対して政策的に移行を促すとした。所管については、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省が所管するが、認定こども園は厚労省・文科省とともに制度全体は内閣府が所管することになった（ただし法律公布後2年を目処に行政の在り方を検討）。保育事業に対する給付は一本化され、すべて内閣府が所管する。子ども・子育て新制度の財源としては、2014年4月及び2015年10月の消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円を新システムに充てることが決まった。これに加え、さらに3,000億円超の財源確保を目指して合計1兆円超を投入することが目標とされた<sup>8</sup>。

子ども・子育て支援3法では、認定こども園、幼稚園、保育園に「施設型給付」として財政支援を一本化して行うこと、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業については「地域型保育給付」に位置付けて財政支援を行うこと、さらに地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育、放課後児童クラブ等の事業も「地域子ども・子育て支援事業」として国の財政支援を強化することを定めた。新制度の実施主体は市町村とし、保育ニーズを把握したうえで事業計画を策定して積極的に保育供給を増やすこと等も定めた。さらに市町村においても、国と同様に「地方版子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた<sup>9</sup>。

ワーク・ライフ・バランスに関しては、2007年12月に策定された憲章・行動指針を、その後の改正育児・介護休業法、改正労基法等の法改正や経済情勢の変化を踏まえて見直し、2010年6月に新しい視点や取組みを盛り込んで新たな合意を結んだ。おもな改定ポイントとしては、憲章において、市民やNPOなどによる「新しい公共」活動への参加機会の拡大や、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」などの新しい視

点が盛り込まれた。また、行動指針の中の数値目標は、2007年合意で掲げられた2017年をめどとした目標について、その後の新成長戦略等の諸施策で示された目標値との整合性を図り、2020年までに達成すべき数値が記された。

法律上でもワーク・ライフ・バランスの普及促進につながる施行が相次いだ。2009年4月成立の改正次世代法に基づき、2011年4月から一般事業主行動計画届出が常用労働者101人以上企業で義務化され、また、同年8月からは、次世代法に基づく認定企業（くるみんマーク取得企業）において、税制優遇制度の開始が発表された<sup>10</sup>。2012年7月には、改正育児・介護休業法に基づき、100人以下企業においても短時間勤務制度、育児のための所定外労働の制限等の措置を取ることが義務化された。

2012年12月に、民主党から再び自民党へと政権交代が起こり、2013年に入ると次々と新しい動きが始まった。まず3月には内閣府特命担当大臣（少子化対策）主宰の「少子化危機突破タスクフォース」が立ち上げられ、5月に『少子化危機突破』のための具体的提案がまとめられた。「子育て支援」「働き方改革」の強化とともに、これまで取組の弱かった「結婚・妊娠・出産支援」を打ち出して3本の矢とし、結婚・妊娠・出産・育児に対する「切れ目ない支援」を行うという内容である。これを下敷きとして、6月には「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議で決定された。これまでの少子化対策の取組に追加するものとして出された「結婚・妊娠・出産支援」には、結婚・妊娠・出産支援の全国展開や地域の相談・支援拠点づくり、産後ケア強化等が盛り込まれた。その後、8月には再び「少子化危機突破タスクフォース（第2期）」が立ち上がり、下部組織として上記の緊急対策の推進を検討する「政策推進チーム」と、「情報提供チーム<sup>11</sup>」が設けられ、引き続き少子化対策の方向性や具体案について検討がすすめられた。

また、待機児童の解消についても、保育定員の確保を早急に進めるため、子ども・子育て新支援制度が始まる2015年度より2年前倒しで「待機児童解消加速化プラン」が開始された。期間は2013～17年度で、13、14年度を「緊急集中取組期間」として約20万人分の受け皿を整備する。そして、新制度開始後の15～17年度は「取組加速期間」としてさらに20万人分の保育定員を確保して、保育ニーズのピークを迎える2017年度に待機児童を解消するとした。さらに、新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育や認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の新制度における事業を先行的に支援するものとして、緊急保育確保事業も開始された。

## (6) 第5期：2014年以降の動き

2013年6月に策定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に対する「全国展開」を後押しするものとして、地域ごとの独自の取組に対する地域少子化対策強化交付金が創設された。また、産後ケアの強化として妊娠・出産包括支援モデル事業が開始され、次世代法の延長を定める法律の成立（時代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、2014年4月公布）等も実現した。2014年5月には、少子化危機突破タスクフォース（第2期）の取りまとめが公表され、今後の取り組むべき課題と進むべき方向性、および今後に向けた提言が示された。今後の取り組むべき課題と進むべき方向性と

しては、①都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策、②少子化対策のための財源の確保、③結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充、④妊娠・出産等に関する正確な情報提供、⑤少子化危機突破の認識共有に向けて、⑥施策の整理・検証（「CAPD」サイクル）の実施、⑦少子化対策の目標のあり方の検討が挙げられた。また、今後に向けた提言として、①現行の大綱が 2014 年度までとなっていることから、新しい大綱の策定に向けた検討に早期に着手する、②少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保、③残された課題（少子化対策における目標設定について）に対する議論の深化の 3 つが挙げられた。財源に関しては、「対 GDP 比 2% を目指す」との具体的記述が盛り込まれた。

一方、民間においても、2014 年 5 月に有識者らによる政策発信組織である日本創成会議が「ストップ少子化・地方元気戦略」を発表した。ここでは、今後の日本の人口減少について、地方では人口の急激な減少がすでに起こっていること、若年層、とくに若年女性が働く場を求めて出生率の低い大都市圏へ移動し、ますます少子化が進む可能性があること指摘した。この報告は、人口移動が今後も収束しない場合、「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少して人口再生産が難しくなる「消滅可能性自治体」の数が、2040 年までに 896 自治体、全体の 49.8%にのぼるという推計結果を示し、社会的な注目を集めた。

同月には、政府においても、経済財政諮問会議の専門調査会「選択する未来」委員会が議論の中間整理「未来への選択：人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築」を公表した。ここでは、今後 50 年人口減少社会が続くこと、これを放置すれば経済のマイナス成長、国民生活の低下、財政破たんリスクの高まり等の影響が出ると指摘した。そしてこの中で、今後とるべき方向性に対する提言として、子どもを持ちたいという希望を実現できる環境をつくり、50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造を保持すること、年齢・性別にかかわらず意欲ある人が働ける制度を構築すること等を挙げた。

こうした背景のもと、6 月には「経済財政運営と改革の基本方針 2014」が閣議決定され、その中では 2020 年を目途に、「人口急減・超高齢化」の流れを変えるために改革することが必要と強調された。重点課題の一つに「女性の活躍を始めとする人材力の充実・発揮」が挙げられ、その内容として、①女性の活躍、男女の働き方改革（ワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立支援等）、②教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興、③複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進（再チャレンジ支援等）、④少子化対策、⑤健康長寿を社会の活力に（高齢者の就労支援等）、の 5 つが列記された。少子化対策の内容としては、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」、子どもへの資源配分の大胆な拡充、第 3 子以降の出産・育児への重点的支援等が挙げられている。ただし、資源配分については、少子化危機突破タスクフォース(第 2 期)取りまとめにあった「対 GDP 比 2%」という具体的記述は入らなかった。

また、この基本方針では、「望ましい未来像」として、選択する未来委員会の中間整理にあった「50 年後に人口一億人程度の安定した人口構造を保持」との表現も盛り込まれた。委員会の資料では、50 年後に 1 億人程度の人口を保持するには、2030 年までに合計出生率が 2.07（人口置換水準、つまり次世代も同規模の人口を維持するのに必要な出生率）に回復する必要がある。そのため、これは事実上、政府が初めて出生率の数値目標を示したとして議論を呼んだ。

ワーク・ライフ・バランスに関しては、2010年の憲章および行動指針に対する新たな合意以降はこの種の大きな動きは見られないが、仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下部組織である仕事と生活の調和連携推進・評価部会は継続して開催されており、数値目標のフォローアップと評価として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の公表を毎年行っている。また、2014年4月からは、前月の雇用保険法の一部改正を受けて、育児休業開始後180日間は育児休業給付金の支給率が67%に引き上げられた（181日以降は50%）。2009年の育児・介護休業法で導入された「パパママ育休プラス」も利用すれば、たとえば最初の半年は母親が支給率67%の給付金を受け取り、給付額が減るタイミングで今度は父親が育児休業を開始して子どもが1歳2か月になるまで支給率67%の給付金を受け取るということも可能である。育児休業中の所得補償の充実により、男性の育児休業取得が増えるかどうか注目される。

## 第2節 少子化対策4プランの比較

巻末付表1において、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プラン、子ども・子育てビジョンの比較表を掲載した。これによると、少子化の背景としては、エンゼルプラン、新エンゼルプランでは仕事と家庭の両立の困難、心理的・肉体的・経済的な育児の負担感、結婚に関する意識の変化が指摘されていたが、子ども・子育て応援プランからは、それに加えて若者の社会的自立の困難が大きく取り上げられるようになった。これに対応して、子ども・子育て応援プラン以降は、若者の社会的自立支援（教育、就労支援）、仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）、地域における子育て支援（保育サービス、子育て支援拠点、母子保健・周産期医療・小児医療、子育てバリアフリー等を含む）が大きな3つの柱となった。

巻末付表2は、各プランの分野別対策比較表である。各分野について、具体的にどのような対策が行われたかを列挙した。多くの分野において、最近のプランほど具体的対策が多数挙げられており、プランの内容が多岐にわたるようになっていることがわかる。

いくつかの分野について変化を概観すると、働き方の見直し（ワーク・ライフ・バランス）に関わる分野では、全プランを通じて取り組まれてきたのは育児休業の充実である。そのほかには、職場の男女均等の推進、ファミリー・フレンドリー企業の表彰、男性の家事・育児参加の促進といった啓発活動から、次世代法に基づく一般事業主行動計画の実施・認定、多様な働き方の確保（短時間勤務、パート均衡処遇、テレワーク等）にまで対策が広がってきている。労働時間についても、長時間労働の改善が重要視され、労働時間の設定改善に向けた労使取組の支援や、年次有給休暇の取得率向上、看護休暇制度の定着等、全プランを通じて様々な対策が盛り込まれている。

若者の自立支援については、子ども・子育て応援プラン時から重視され、キャリア教育、インターンシップ、ジョブカフェ、ジョブカード等様々な対策が盛り込まれた。ただし、子ども・子育てビジョン策定の半年後に、子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱、2010年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）も策定され、フリーター・ニート対策等の若者支援はこちらとの連携という性格も持つようになった。

子ども・子育て応援プランから導入されたもう一つの分野としては、要支援家庭対策が

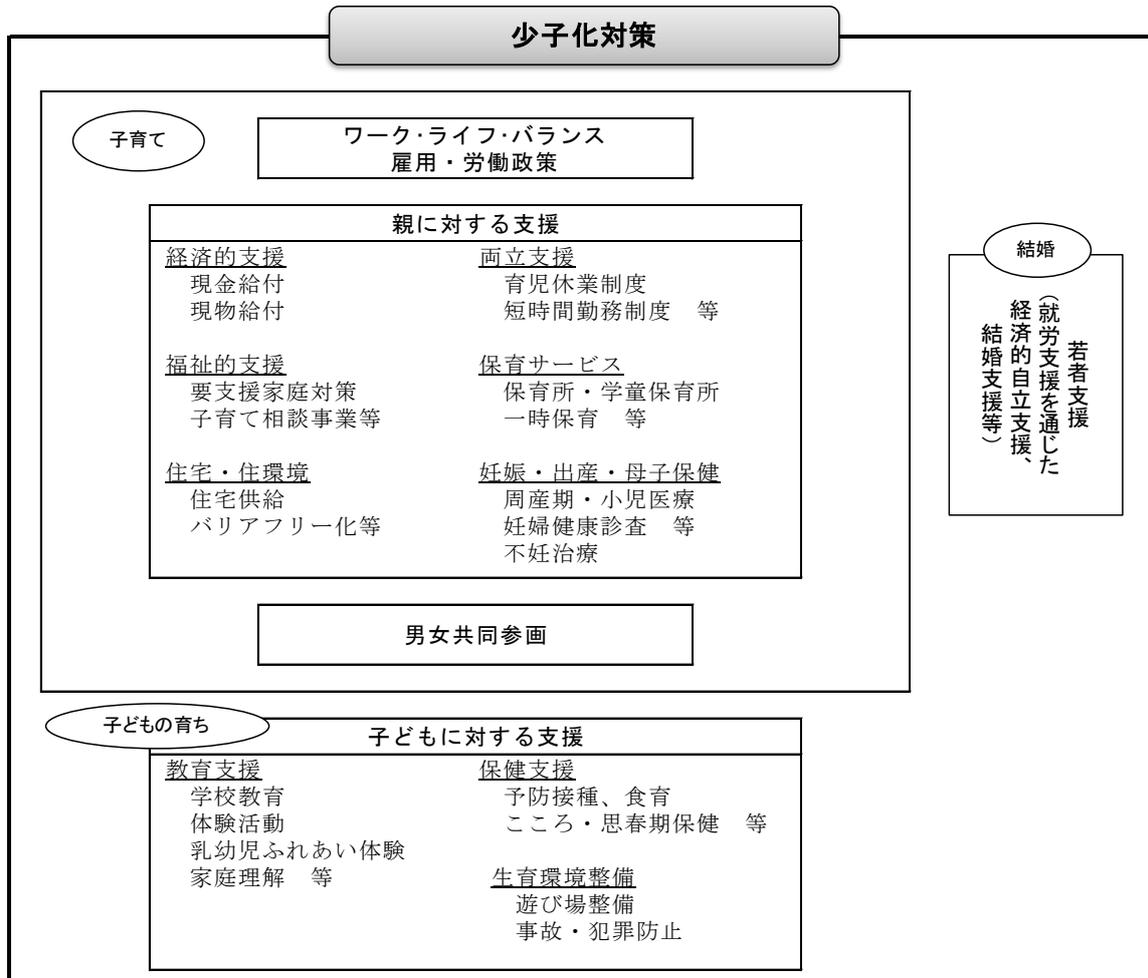
ある。虐待防止、ひとり親家庭の支援、障害児等への支援を含む。子ども・子育て支援では、さらに社会的養護の充実、定住外国人の子どもへの支援、自死遺児への支援も加わった。また、子どもの貧困も子ども・子育てビジョンから取り上げられた。

教育環境に関しては、子ども・子育て応援プラン策定時にゆとり教育から学力重視の教育へと転換したという大きな変化があった。子ども・子育て応援プランまでは学校教育に関しても多くの項目が盛り込まれていたが、子ども・子育てビジョンでは、「生きる力」を育む学校教育の環境整備以外は挙げられていない。ただし、学校教育費の支援では前進があり、高校の実質無償化が実現した。

不妊治療については、新エンゼルプランから導入され、子ども・子育て応援プラン時から特定不妊治療助成事業の推進が明記された。

### 第3節 まとめと今後の課題

図2 少子化対策の分野別見取り図



日本の少子化対策は、当初は「子どもを持つ家庭、および子育て中の女性（特に働く女性）に注目した支援策」ともいえる施策メニューから出発し、少子化の要因研究が進むにつれ、徐々に働き方の問題や、次世代に親となる若者や子どもへの対策、地域のつながり

の再生など幅広い内容を持つ政策群へと発展してきた。

現状の少子化対策は、「結婚」「子育て」「子どもの育ち」という3つの視点で分類すると、図2のようになる。結婚への支援としては、若者に対する支援が挙げられ、おもに就労支援を通じた経済的自立支援、結婚支援等がある。子育てに対する支援は、妊娠・出産・子育てをする親への支援が中心であり、さらにワーク・ライフ・バランスをキーワードとした雇用・労働政策、男女共同参画政策が関連領域として密接に関係する。さらに、子どもの育ちへの支援は、次世代の親となる子どもたちの健全な成長を確保するために展開されている。この中に、乳幼児ふれあい体験や家庭理解学習といったメニューもみられるが、これらは、若者が将来の家族形成を考えるきっかけになるものとして挙げられている。

図2の中で、これまでもっともその充実に力がそそがれてきたのは親に対する支援である。仕事と家庭の両立支援、すべての家庭を対象とした地域における保育サービスの拡充、子育て家庭への経済的支援の3つが中心的な柱となっている。保育サービスの中でも、共働きの家庭への保育サービスの拡充については、待機児童解消策を含めてこれまでも熱心に取り組まれてきた。経済的支援についても、徐々に充実してきている。今後は、これらに加えて、働き方の改革の一層の推進で仕事と家庭の両立をしやすくすることと、在宅育児の家庭を含めた包括的な子育て家庭への多様な保育支援の推進が求められる。

少子化対策の展開において、保育サービスや福祉的支援、子どもの育ちの支援などは、地方自治体が地域の事情に合わせてきめ細かく展開していく必要がある。子ども・子育て支援新制度は、この方向性に合致しており、効果が期待される。一方で、巨額の費用が必要となる経済的支援の在り方は、国レベルで議論すべき問題である。ここには高齢者と若年層への社会保障関係費の配分の再検討といった大きな課題が含まれる。

働き方の改革は、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードに進められているが、これらは労働政策分野における幅広い改革の実施を政府が担うとともに、企業の理解と協力を取り付けることも不可欠である。さらに、子育てしやすい社会の構築という観点からは、ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画の推進とともに展開させていくことが必要だろう。現在、一般的に、就労の有無にかかわらず育児はおもに女性の役割となっており、過重な育児負担感・育児不安が生じるリスクを高めている。働き方を変え、性別役割分業に対する意識を柔軟にし、子育ての場に父親＝男性労働者の参加を促すことは、子どもを安心して産み育てられる社会の構築に必要不可欠である。なお、ワーク・ライフ・バランスは、その中に仕事と家庭の両立支援を含むが、もっと大きく労働者全体の仕事と生活の調和を目指すもので、必ずしも直接少子化対策としての効果をねらったものではない。ワーク・ライフ・バランスの実現は、いわばそのほかの子育て支援策が有効に機能するための環境整備の側面があり、これを推進することが副次的に出生率改善に寄与するという性格を持つといえる。

一方で、低出生率の大きな原因としては未婚者の増加という問題がある。1990年代から連綿と少子化対策が拡充されてきたにも関わらず、出生率という数字の面では効果がほとんど見られないのは、未婚化・非婚化といった結婚行動の変化の流れを変えられなかったことも大きい。現在は、結婚したいのに経済的問題からできないという若者が増えている状況をふまえて、若者の就労支援による社会的・経済的自立支援が少子化対策の一環として挙げられている。子育て支援に比べ、結婚促進という効果を期待する政策は、手段的に

も、場合によっては倫理的にも容易ではない。しかし、この部分の低出生率への寄与が高いことはわかっており、今後結婚支援をどう考えるかは大きな課題となろう。2013年以降、新たに自民党政権のもとで少子化対策が展開されているが、結婚支援も政策的に重視するとの方針が示された。地域少子化対策強化交付金では、結婚支援も事業項目に入れ、自治体の取り組みを支援している。

また、少子化対策における新たな視点としては、晩婚化と晩産化という、結婚・出産のタイミングの問題がある。人々が希望する子ども数を持つことを支援するのであれば、たとえば20歳代で結婚・出産に踏み切れる環境の整備という、「タイミングの早期化」にも留意しなくてはならない。2010年実施の「出生動向基本調査」によると、初婚同士夫婦の「理想子ども数」は2人が46.6%、3人以上が43.6%で全体の90.2%を占める（国立社会保障・人口問題研究所 2012a）。結婚意欲がある35歳未満未婚男女の「希望子ども数」も、2人が男性63.6%、女性60.8%、3人以上が男性20.7%、女性25.6%で、全体に占める割合は男性84.3%、女性86.4%である。妊娠・出産には、生物学的な適齢期というものが存在するため、婚外子を忌避する文化が強い日本で2人以上の子どもを持つためには、なるべく早く結婚し、出産を開始して、「生みそびれ」のリスクを低下させる必要がある。とくに、第3子以上の子どもの希望の実現には、晩産化に歯止めをかけることも重要である。もともと、子育て支援策の多くは子どもの「出生タイミング」に影響するだけで、最終的な出生数（完結出生子ども数）には影響を及ぼさないという批判もなされてきたが（Gauthier 2007）、結婚や出生のタイミングを早める効果を持つ政策を実施することで、最終的な子ども数の上昇につながる側面もあることが指摘されている（Hoem 2008）。今後は、具体的施策を議論する際に、希望する子ども数を達成できる可能性を高めるという意味で、結婚・出産タイミングの早期化に寄与する政策という観点も考慮すべきではないかと考えられる。

最後に、少子化対策の政策評価の問題がある。少子化対策は1990年以降およそ4半世紀にわたって行われてきたが、その政策効果に関する評価は定まっていない。その原因は、ひとつは、少子化対策のような多岐にわたるメニューを持つ政策プランの政策効果分析自体が難しいという問題のためであり、もうひとつは何の指標をもって政策効果を測るかという問題があるためである。たとえば出生率の動向を評価指標として政策評価をしても、出生率の動向のどこまでが政策の影響によるものか、その判定は難しい。少子化対策のメニューを見てもわかるが、出生動向に関連する政策には、保健政策、社会保障政策、労働市場政策、住宅政策、教育政策、税制など多くの分野が関係する。これらをすべて把握し分析するのは至難の業である。しかし、少子化対策に振り向けられる財源の大幅な確保が難しい中では、少ない予算をもっとも効果的な政策に重点的に配分する必要がある、この判断のためには政策効果の研究が欠かせない。どの指標をもってどのように政策効果を評価するのか、国内外の先行研究のサーベイをふまえた分析・考察については次の課題としたい。

結婚すること、子どもを持つこと——ともに個人の選択の自由であり権利である。それらを選ぶか選ばないかは、さまざまな要因や個人的事情に左右されるもので様ではない。「少子化の原因」を特定するのが難しいことを反映し、少子化対策は過去四半世紀にわたって、少子化に関連する事柄への対応策を幅広く含む内容となってきた。現在の日本は、

男性がおもに外で働き、多くの女性が家で家事・育児を担ってきた時代から、男女ともに家庭の内でも外でも生き生きと暮らせる時代へ、その転換期である。どのような少子化対策を行うのか選んでいくことは、日本をどのような社会にしていきたいか、ということの選択につながる。

<sup>1</sup> 本研究は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』（研究代表者・高橋重郷、平成 20～22 年度）の助成を受けて行った成果に、近年の動向・資料を加えて改訂したものである。

<sup>2</sup> 阿藤（2005）43 ページ。

<sup>3</sup> 大日向（2007）247～248 ページ。

<sup>4</sup> 1990～96 年の間に公表された政府関係の会議等の報告書や少子化を特集した白書には次のものがある。1990 年 1 月『これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書』；同年 3 月『平成元年厚生白書：長寿社会における子ども・家庭・地域』；1991 年 12 月『子どもと家庭に関する円卓会議』（厚生大臣主宰）提言『子どもと家庭アピール：子育て新時代に向けて』；1992 年 11 月『平成 4 年度国民生活白書：少子社会の到来、その影響と対応』；1993 年 7 月『たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす 21 プラン研究会報告書』（厚生省児童家庭局長の私的研究会）；1994 年 4 月『平成 5 年版厚生白書：未来をひらく子どもたちのために－子育ての社会的支援を考える』；1996 年 5 月『平成 8 年版厚生白書：家族と社会保障－家族の社会的支援のために』

<sup>5</sup> 改正前は自治体が入所先を一方的に決める措置入所方式だったが、改正後は保護者が入所希望保育所を選択して利用を申し込む方式に変更された。

<sup>6</sup> 妊娠・出産から乳幼児期、未就学期、小学生期、中学生・高校生・大学生期の 4 区分でそれぞれの年齢に対応する子育て支援策を挙げた。

<sup>7</sup> 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

<sup>8</sup> 2014 年 3 月 24 日に開催された子ども・子育て会議の配布資料では、新支援制度の実現には、保育の量的拡充に 4,068 億円程度、質の改善に 0.6 兆円程度で合計 1 兆円超が必要とした。しかし、消費税収から 7,000 億円しか確保できていないため、質の改善部分については 0.6 兆円程度を確保できた場合だけでなく、3,003 億円程度に削った場合の具体的配分プランも示した。

<sup>9</sup> 2014 年 2 月 28 日時点で、都道府県・市区町村を合わせた 1,789 団体のうち、設置措置済みが 1,481 団体（82.8%）、今後対応予定が 275 団体（15.4%）で、合計 98.2%が対応している。

<sup>10</sup> 平成 23 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日までの間に行動計画が認定を受けた場合、認定日を含む事業年度に取得・新築・増改築を行った建物について、認定日を含む事業年度の決算において償却限度額の 32%割増しの償却を認めるというもの。

<sup>11</sup> 情報提供チームは、妊娠・出産等にかかわる科学的な知識や必要な情報を提供する手法について検討するチーム。第 1 期タスクフォースによる「具体的提案」検討時に、『女性手帳』による妊娠・出産への国の介入である」と批判されたことを受け、その在り方について検討する場を設けた。

## 参考文献

阿藤 誠（1997）「日本の超少産化現象と価値観変動仮説」『人口問題研究』53:1、pp.3-20、国立社会保障・人口問題研究所。

阿藤 誠（2005）「少子化と家族政策」大淵寛・阿藤誠編『少子化の政策学』原書房。

大日向雅美（2007）「少子化と子育て支援」小峰隆夫・連合総研生活開発研究所編『人口減・少子化社会の未来：雇用と生活の質を高める』明石書店。

国立社会保障・人口問題研究所（2012a）『平成 22 年わが国夫婦の結婚過程と出生力：第

- 14 回出生動向基本調査』厚生労働統計協会。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2012b) 『平成 22 年わが国独身層の結婚観と家族観：第 14 回出生動向基本調査』厚生労働統計協会。
- 守泉理恵 (2007) 「先進諸国の出生率をめぐる国際的動向」『海外社会保障研究』第 160 号、4~21 ページ。
- 守泉理恵 (2008) 「次世代育成支援対策」兼清弘之・安藏伸治編『少子化時代の社会保障』原書房。
- 山口一男 (2009) 『ワークライフバランス：実証と政策提言』日本経済出版社。
- Adserá, Alicia (2004), “Changing Fertility Rates in Developed Countries: The Impact of Labor Market Institutions”, *Journal of Population Economics*, 17, pp.17-43.
- Ahn, Namkee and Pedro Mira (2002), “A Note on the Changing Relationships Between Fertility and Female Employment Rates in Developed Countries”, *Journal of Population Economics*, 15:4, pp.667-682.
- Billari, Francesco C. and Hans-Peter Kohler (2004), “Patterns of Low and Lowest-Low Fertility in Europe”, *Population Studies*, 58:2, pp.161-176.
- Brewster, Karin L. and Ronald R. Rindfuss (2000), “Fertility and Women’s Employment in Industrialized Nations”, *Annual Review of Sociology*, 26, pp.271-296.
- Castles, Francis G. (2003), “The World Turned Upside Down: Below Replacement Fertility, Changing Preferences and Family-Friendly Public Policy in 21 OECD Countries”, *Journal of European Social Policy*, 13:3, pp.209-227.
- d’Addio, Anna Cristina and Marco Mira d’Ercole (2005), “Trends and Determinants of Fertility Rates in OECD Countries: The Role of Policies”, *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No.27. (<http://dx.doi.org/10.1787/880242325663>)
- Engelhardt, Henriette, Tomas Kögel and Alexia Prskawetz (2004), “Fertility and Women’s Employment Reconsidered: A Macro-Level Time Series Analysis for Developed Countries, 1960-2000”, *Population Studies*, 58:1, pp.109-120.
- Gauthier, Anne H., (2007), “The Impact of Family Policies on Fertility in Industrialized Countries: A Review of the Literature”, *Population Research and Policy Review*, Vol.26, pp.323-346.
- Hoem, Jan M. (2008), “Overview Chapter 8: The Impact of Public Policies on European Fertility”, *Demographic Research*, Vol.19, Article 10, pp.249-260. (<http://www.demographic-research.org/Volumes/Vol19/10/>)
- Kögel, Tomas (2004), “Did the Association Between Fertility and Female Employment Within OECD Countries Really Change Its Sign?”, *Journal of Population Economics*, 17, pp.45-65.
- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002), “The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s”, *Population and Development Review*, Vol.28, No.4, pp.641-680.

- Letablier, Marie-Thérèse, Angela Luci, Antoine Math and Olivier Thévenon (2009), *The Costs of Raising Children and the Effectiveness of Policies to Support Parenthood in European Countries: A Literature Review*, Documents de Travail, 158, INED.
- McDonald, Peter (2000), "Gender Equity in Theories of Fertility Transition", *Population and Development Review*, Vol.26, No.3, pp.427-440.
- Myrskylä, Mikko, Hans-Peter Kohler and Francesco C. Billari (2009), "Advances in Development Reverse Fertility Declines", *Nature*, Vol.406:6, pp.741-743.
- Thévenon, Olivier (2011), "Family Policies in OECD Countries: A Comparative Analysis", *Population and Development Review*, Vol.37, No.1, pp.57-87.
- Rindfuss, Ronald R., Karen Benjamin Guzzo and S. Philip Morgan (2003), "The Changing Institutional Context of Low Fertility", *Population Research and Policy Review*, Vol.22, pp.411-438.
- van de Kaa, D. J. (1987), "The Europe's Second Demographic Transition", *Population Bulletin*, 42:1, Population reference Bureau.
- United Nations (2004), *World Population Policies 2003*.

付録：これまでの少子化対策関連資料について

(1) 厚生労働省ホームページにおける「子ども・子育て支援」ページの「施策情報」に「次世代育成支援対策」があり、この中においてこれまでの少子化対策 4 プランのほか、過去の少子化対策関連の資料が多く掲載されており閲覧できる。

<エンゼルプラン>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html>

<緊急保育対策等 5 か年事業>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku-taisaku.html>

<少子化対策推進基本方針>

[http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-2\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-2_18.html)

<新エンゼルプラン>

[http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html)

<少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月）>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shousika-daimou.pdf>

<子ども・子育て応援プラン>

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/dl/h1224-4c.pdf>

<子ども・子育てビジョン>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun.pdf>

(2) 少子化社会対策会議（2003 年発足）の決定事項については、内閣府のページで閲覧できる。少子化社会対策会議の URL は以下のとおりである。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/measures/index.html>

付表1 少子化対策プラン比較表

	エンゼルプラン	新エンゼルプラン	子ども・子育て応援プラン	子ども・子育てビジョン
正式名称	今後の子育て支援のための施策の基本的方向について	重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について	少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について	なし(少子化社会対策基本法・第7条に基づく新大綱という位置づけ)
決定日	1994(平成6)年12月16日	1999(平成11)年12月19日	2004(平成16)年12月24日	2010(平成22)年1月29日
計画年度	1995～99年度(平成7～11)	2000～04年度(平成12～16)	2005～09年度(平成17～21)	2010～2014年度(平成22～26)
提言	健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議報告書	少子化への対応を考える有識者会議報告書「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」	少子化社会対策基本法-少子化社会対策大綱	子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム
策定の指針	-	少子化対策推進基本方針	少子化社会対策大綱	少子化社会対策大綱
策定者	文部・厚生・労働・建設の4省	大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6省	少子化社会対策会議(総理及び全閣僚)	少子化社会対策会議
少子化の要因	晩婚化の進行 夫婦の出生力の低下(兆し)	未婚率の上昇 理想・出生子ども数の差	未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化 夫婦の出生力低下	明記なし
少子化の要因の背景	○女性の職場進出と子育てと仕事の両立の難しさ ○育児の心理的、肉体的負担 ○住宅事情 ○教育費等の子育てコスト増大	○結婚に関する意識の変化 ○仕事と子育ての両立の負担感、子育てそのものの負担感増大 ○固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土 一核家族化、都市化	○核家族化や都市化による家庭の養育力の低下 ○親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立 ○育児の負担感が大きいこと ○家庭生活との両立が困難な職場の在り方 ○結婚や家族に関する意識の変化 ○若年失業の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況	(子ども・子育て白書の結婚・出産をめぐる情勢分析より) ○若年者の非正規雇用の増加 ○若い世代の所得の伸び悩み、「子ども貧困」 ○厳しい女性の就労継続 ○子育て世代の男性の長時間労働 ○共働き世帯の増加 ○お産の場の減少
基本的視点(子ども・子育て応援プランは「少子化の流れを変えるための3つの視点」)	○子どもを生み、生まないは個人の自由、生みたい人が生める環境づくり ○家庭の子育てが基本であり、家庭の子育てを支援する ○子どもの利益を最大限尊重する	○結婚・出産は自由な選択にゆだねる ○男女共同参画社会の形成、次代を担う子どもの健全育成をめざす社会づくりを旨とする	○自立への希望と力(若者の自立が難しくなっている状況を変えていく) ○不安と障壁の除去(子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく) ○子育ての新たな支え合いと連帯:家族のきずななど地域のきずな(生命を次代に伝えるはくんでいくことや家庭を築くことの大切な理解を深めていく、子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく)	○子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ○「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ↓ (基本的考え方) 1. 社会全体で子育てを支える(子どもを大切にす、ライフサイクル全体を通じて社会的に支える、地域のネットワークで支える) 2. 「希望」がかなえられる(生活、仕事、子育てを総合的に支える、格差や貧困を解消する、持続可能で活力ある経済社会が実現する) ※子ども・子育て支援には、男女共同参画、仕事と生活の調和、子ども・若者育成支援との密接な連携が必要。
目標値設定	保育サービス拡充に関して	重点施策分野すべてに関して	重点施策分野すべてに関して	別添一覧に挙げた施策のみ
施策の基本的方向(子ども・子育て応援プランは「少子化の流れを変えるための4つの重点課題」)	1. 子育てと仕事の両立支援の推進 2. 家庭における子育て支援 3. 子育てのための住宅及び生活環境の整備 4. ゆとりある教育の実現と健全育成の推進 5. 子育てコストの軽減	1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり 4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 5. 子どもが夢を持つてのびのびと生活できる教育の推進 6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備	1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち 2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し 3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 4. 子育ての新たな支え合いと連帯、地域における子育て支援、子どもの健康の支援	1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)
重点施策分野(子ども・子育て応援プランは「重点課題に取り組みたい28の行動」)	(1)仕事と育児との両立のための雇用環境の整備 (2)多様な保育サービスの充実 (3)安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実 (4)住宅及び生活環境の整備 (5)ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実 (6)子育てに伴う経済的負担の軽減 (7)子育て支援のための基盤整備	(1)保育サービス等子育て支援サービスの充実 (2)仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 (3)働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 (4)母子保健医療体制の整備 (5)地域で子どもを育てる教育環境の整備 (6)子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現 (7)教育に伴う経済的負担の軽減 (8)住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	(1)若者の就労支援に取り組む (2)奨学金の充実を図る (3)体験を通じた豊かな人間性を育成する (4)子どもの学びを支援する (5)企業等におけるもう一段の取組を推進する (6)育児休業制度等についての取組を推進する (7)男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する (8)労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る (9)妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める (10)再就職等を促進する (11)乳幼児とふれあう機会の充実を図る (12)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める (13)安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める (14)就学前の児童の教育・保育を充実する (15)放課後対策を充実する (16)地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る (17)家庭教育の支援に取り組む (18)地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する (19)児童虐待防止対策を推進する (20)特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する (21)行政サービスの一元化を推進する (22)小児医療体制を充実する (23)子どもの健康を支援する (24)妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する (25)不妊治療への支援等に取り組む (26)良質な住宅・居住環境の確保を図る (27)子育てバリアフリーなどを推進する (28)児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める	○基本的方向1の主要施策 (1)子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を (2)意欲を持って就業と自立に向かえるように (3)社会生活に必要なことを学ぶ機会を ○基本的方向2の主要施策 (4)安心して妊娠・出産できるように (5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスが受けられるように (6)子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかけられるように (7)ひとり親家庭の子どもが困らないように (8)特に支援が必要な子どもが健やかに育つように ○基本的方向3の主要施策 (9)子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように (10)子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように ○基本的方向4の主要施策 (11)働き方の見直しを (12)仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
予算投入	保育サービス拡充に5年間で約6,000億円投入	12年度 8,936億8,200万円 13年度 9,645億1,600万円 14年度 9,849億7,900万円 15年度 1兆4,771億5,800万円(予算) 16年度 1兆6,386億6,300万円(予算) ※12～14年度は総務省「少子化対策に関する政策評価書」、15～16年度は少子化社会白書記載	17年度 1兆5,527億3,600万円(決算) 18年度 1兆2,373億9,000万円(決算) 19年度 1兆4,009億3,700万円(決算) 20年度 1兆4,730億1,800万円(決算) 21年度 1兆5,066億5,800万円(決算) ※少子化社会白書より	22年度 3兆2,342億5,700万円(決算) 23年度 3兆5,257億4,700万円(決算) 24年度 3兆1,704億8,500万円(決算) 25年度 3兆3,259億5,100万円(予算) 26年度 3兆4,939億7,700万円(予算) ※子ども・子育て白書、少子化社会白書、少子化社会対策白書より

資料：各プラン本文をもとに筆者作成。

付表2 分野別対策にみた、少子化対策プラン比較表

分野	プラン名・計画年度	エンゼルプラン 1995～99年度(平成7～11)	新エンゼルプラン 2000～04年度(平成12～16)	子ども・子育て応援プラン 2005～09年度(平成17～21)	子ども・子育てビジョン 2010～2014年度(平成22～26)	
働き方の見直し ワーク・ライフ・バ ランス	育児休業制度等 の支援制度の普 及・定着	雇用保険制度による育児休業給付の実施 事業主等に対する育児休業に関する相談・指 導や円滑な職場復帰のための指導・援助	育児休業制度の充実に向けた検討(取得しや すさ、円滑な職場復帰とその後の処遇の在り 方等) 育児休業給付の見直し(25%⇒40%) 事業主による育児休業取得者の円滑な職場復 帰への支援促進 事業主による子育て支援の促進(事業所内託 児施設助成金制度の拡充・利用促進)	育児休業制度の定着、取得促進	男性の育児休業の取得促進(パパママ育休プ ラス) 育休取得等を理由とする不利益取り扱いの防 止 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の 定着	
	多様な働き方の 推進			パートタイム労働者の均衡処遇の推進 柔軟な転換制度の導入の推進(総合職・一般 職、パート・正規) 多様な就業型ワークシェアリングの普及促進(短 時間正社員等) テレワークの普及促進 公務員の勤務形態の弾力化・多様化	ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢 の確保 ・育休、短時間勤務、短時間正社員制度等の 導入・定着 ・パート均衡処遇 ・女性の再就職や就業継続支援の促進 テレワークの推進	
	職場環境の見直 し		男女の雇用機会均等の確保(ポジティブアク ションに関するセミナー等の実施、均等法の周 知徹底) 職場における性別役割分担の是正(女性の職 域拡大のためのセミナー、相談、情報提供、均 等推進企業表彰及び事業主に対する啓発活動 の実施)	企業におけるポジティブ・アクション(公正公平 な人事評価・処遇、出産・育児がハンディとな らない評価制度)の普及促進	男女雇用機会均等の確保による就業継続の支 援(ポジティブアクションの普及促進) 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備 (事業主に対する助言や助成等の支援) 企業経営者等の意識改革 農業経営者等における女性が働きやすい環境 づくりの推進	
	男性の家事・育 児参加			男性の子育て参加促進に向けた取組の推進 (職場の意識改革、管理職や従業員研修 等)	父親の育児に関する意識改革、啓発普及 男性の家事・育児に関する意識形成	
	職場における母 子健康管理			母性健康管理対策の推進(連絡カードの活用)	妊娠中及び出産後の健康管理の推進	
	行動計画・顕彰 ・広報活動等		ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 国民的な広報活動の実施(仕事と家庭を考 える月間等に職場優先の企業風土の是正に関 する意識啓発、広報活動)	一般事業主行動計画の策定・実施の支援 仕事と生活の調和キャンペーンの推進(「短時 間集中」型の働き方等の普及) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	一般事業主行動計画の策定・公表の促進 次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進 WLB憲章・指針に基づく取組の推進 顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な 評価の推進(均等・両立推進企業表彰等) 入札手続きにおける対応(WLB取組の企業努 力を反映したインセンティブ作りの検討)	
	相談事業	仕事と育児との両立に必要な相談・指導・講習 等の実施	フレアフリー・テレフォン事業の整備(子育て サービス等に関する電話等による相談・情報提 供)			
	労働時間の見直 し	労働時間の短縮(年間総労働時間1800時間) の推進に向けた労使の自主的取組の促進 ・週40時間労働制実現に向けた対策推進 ・所定外労働削減に向けた啓発指導 ・年次有給休暇の完全取得 フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度 の普及促進 育児期間中の勤務時間短縮等の措置の普及	年間総実労働時間1800時間の達成・定着に向 けた労働時間の短縮対策 ・週40時間労働制の順守徹底 ・年次有給休暇の取得促進 ・所定外労働の削減等 子育てのための時間確保の推進に関する検討 (短時間勤務制度等の制度拡充、時間外労働 の免除請求制度等) 子どもの看護のための休暇制度の検討	個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改 善に向けた労使の自主的取組の推進 時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護 休暇の制度の定着 長時間にわたる時間外労働の是正 年次有給休暇の取得促進 子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普 及促進	長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得 促進(「労働時間等見直しガイドライン」の周知 等) 労働時間の設定改善に取り組む中小企業に対 する支援・助成	
再就職支援	再雇用制度の普及促進 再就職希望者への職業情報の提供や自己啓 発への援助 多様な就業コースに合った講習や職業訓練の 実施	再就職希望登録者支援事業の整備	再就職準備支援の推進(再チャレンジサポート プログラム) 育児時間に配慮した職業訓練等の推進 両立支援ハローワークにおける再就職の援助 等の推進 求人年齢の上限の緩和促進 求職者の保育所利用の促進	子育て女性等の再就職支援(マザーズハロー ワーク等)		
若者の経済的自立支援			初等中等教育段階におけるキャリア教育の推 進(職場体験等) キャリア探索プログラムの推進(ハローワークを 通じて企業人等を学校に派遣) インターンシップ(就業体験)の推進 若者のためのワンストップサービスセンター (ジョブカフェ)における支援の推進 若年者試用雇用の活用 日本版デュアルシステムの推進 キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 職場定着の促進	非正規雇用対策の推進 若者の就業支援(キャリア教育、ジョブカフェ、 ジョブカード制度等によるフリーター支援等)		
保育サービスの充実	低年齢児(0～2歳)受け入れ枠の拡大 延長保育の拡充 一時的保育事業の拡充 事業所内託児施設の設置への援助 事業所内託児施設の設置への援助 保育システムの多様化・弾力化(駅型保育、在 宅保育サービス等の育成・振興) 延長保育、乳児保育、相談指導等の多様な サービス提供のため保母配置の充実 乳幼児健康支援サービス事業の推進(病 気回復時の乳幼児の昼間保育)	低年齢児(0～2歳)の受け入れの拡大 ・少子化対策臨時特例交付金の活用 ・保育所の設置主体制限の撤廃等の規制緩和 ・家庭的保育の応急策としての導入 延長保育の推進 休日保育の推進 多機能保育所等の整備 乳幼児健康支援一時預かり(病気回復期にあ る乳幼児の保育)の推進	待機児童ゼロ作戦の展開(保育所受け入れ児 童数の拡大) 一時保育、特定保育の推進 延長保育の推進 休日保育の推進 夜間保育の推進 子育て短期支援事業の推進(ショートステイ、ト ワイラストイ) 修学前教育・保育を一体とした総合施設を制度 化(認定こども園) 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の 推進	保育所待機児童の解消(保育所整備、小中学 校の余裕教室や幼稚園等の既存資源の活 用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、 家庭的保育の拡充等) 多様な保育サービスの提供(延長保育、休日 保育、夜間保育、病児・病後児保育、事業所内 保育等) 家庭的保育(保育ママ)の普及促進 一時預かり、幼稚園の預かり保育 幼児教育と保育の質の向上 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のた めの包括的・一元的な制度の構築		
放課後対策	放課後児童対策の充実(主に小学1年～3年)	放課後児童クラブの推進	放課後児童クラブの推進	放課後子どもプラン(放課後児童クラブ、放課 後子ども教室)の推進 放課後児童クラブの充実(待機児童の解消、放 課後児童クラブガイドラインをふまえた質の向 上)		

付表2 分野別対策にみた、少子化対策プラン比較表 (つづき)

分野	プラン名・計画年度	エンゼルプラン 1995～99年度(平成7～11)	新エンゼルプラン 2000～04年度(平成12～16)	子ども・子育て応援プラン 2005～09年度(平成17～21)	子ども・子育てビジョン 2010～2014年度(平成22～26)
要支援家庭対策				児童虐待防止対策の推進(虐待防止ネットワーク、育児支援家庭訪問事業、児童相談所の体制整備、児童家庭支援センターの整備、里親の拡充等等)  ひとり親家庭への総合的な自立支援推進  障害児等への支援(新障害者プランに基づく)(障害児の活動場所の確保、発達障害への一貫支援、小児慢性特定疾患対策の推進)	児童虐待防止(児童虐待防止に向けた普及啓発(オレンジリボンキャンペーン)、虐待の早期発見・対応(子どもを守る地域ネットワーク、児童相談所教科等)  ひとり親家庭への支援(子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実(児童扶養手当の父子家庭への給付、母子寡婦福祉付金の貸付け等の充実)、養育費の確保)  障害のある子どもへの支援(障がい者制度改革推進本部における取組、ライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害児保育、発達障害児支援、特別支援教育の推進)  社会的養護の充実(家庭的養護の推進、年長児の自立支援、社会的養護施設機能の充実、施設内虐待の防止) 定住外国人の子どもに対する就学支援 自死遺児への支援
子どもの貧困					子どもの貧困率について継続的調査と実態把握、対応
地域の子育て支援		地域子育て支援センターの整備  保育所が地域子育て支援の中心的機能を果たすよう施設・設備の整備  保育サービス等に関する地域の具体的な情報提供  育児相互援助活動への支援  両立支援施設の設置	地域子育て支援センターの整備  ファミリー・サポート・センターの整備  子育てサポーターの配置による地域の子育て支援ネットワーク構築事業を実施	地域における子育て支援拠点の整備  ファミリー・サポート・センターの推進  商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進(一時預かりや親子交流など)  幼稚園・保育園の自己評価や第三者評価の推進  シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進	地域子育て支援拠点の設置促進(ひろば、センター、児童館) ファミリー・サポート・センターの普及促進 商店街の空き店舗や小中学校の余剰教室、幼稚園等の活用 乳児の全戸訪問(こんには赤ちゃん事業) NPO活動等の地域子育て活動の支援 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流 子育て総合支援コーディネーター 企業参加型の子育て支援 官民連携子育て人材育成
地域の教育環境の整備			子どもセンターの全国展開 子ども放送局の推進 子どもの活動の機会と場の拡大のため各省市等と連携した事業の推進 子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域こども文化プランの推進 24時間電話相談(子ども・家庭教育)の推進(調査研究事業) 家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児・小中学生の親に配布 学校開放事業の推進と余剰教室の社会教育施設や社会福祉施設等に有効利用するための施策推進 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実	子どもの多様な活動機会や場所づくりの推進 地域ボランティア活動の推進 青少年の自立を支援する体験活動の充実 こどもエコクラブ事業の推進 子どもバークレジャリー事業の推進 農林漁業体験活動等の推進 河川空間を活用した体験活動の推進 自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり 家庭教育に関する学習機会や情報提供の推進 ITを活用した家庭教育支援手法の普及(携帯電話での子育て相談や情報提供等)	地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備(学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育に関する地域人材の育成と相談対応や学習機会の充実)  消費者教育等の推進  地域や学校における体験活動  文化・芸術活動への参加推進  自然とのふれあい施策の推進  農林水産業体験や都市と農山漁村との交流体験
教育環境の整備		ゆとりある学校教育の確保(新学習指導要領の趣旨徹底などによる豊かな教育環境の整備、受験競争の緩和等)  体験的学習機会の提供等による校外活動の充実  家庭教育の充実(幼稚園を核とした子育て支援事業の推進、子育てに関する相談体制の整備等)	学習指導要領等の改訂 平成14年度から完全学校週5日制を一齐に実施  高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進  問題行動へ適切に対応するための対策の推進(カウンセラー・ルーム整備、スクールカウンセラー配置の充実)	学校における体験活動の充実 義務教育改革の推進(到達目標の明確化、学力の向上、教員の資質向上等) 「生きる力」の育成(確かな学力の向上、体験活動等による豊かな人間性の育成、子どもの健康・体力向上) 地域に関われば信頼される学校づくり 特色ある高等学校づくり 幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小中学校の連携	「生きる力」をより一層はぐくむ学校の教育環境の整備  「食育」の普及 子どもを育てることができる社会 安心して子どもを育てることができる社会 安心について地域住民や関係者が参加して考える機会(フォーラム、ワークショップや子ども参加型イベントの開催等)
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解			子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備 ・家庭科で子どもの発達や家庭等に関する内容を学習 ・高校生が幼児とふれあう体験学習の機会の充実	乳幼児とふれあう機会の拡大(中・高校生)生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実 安心して子どもを育てることができる社会 安心して子どもを育てることができる社会 安心について地域住民や関係者が参加して考える機会(フォーラム、ワークショップや子ども参加型イベントの開催等)	妊婦や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及 乳幼児とふれあう機会の提供 学校・家庭・地域における啓発・理解教育の推進 「家族の日」(11月第3日曜日)、「家族の週間」(家族の日の前後1週間)等を通じた理解促進 家族形成に関する調査・研究等
母子保健・小児医療体制		地域における母子保健医療体制の整備 ・妊婦や乳幼児の健康診査 ・新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービス ・周産期や新生児医療の充実のための施設・設備の整備促進	国立成育医療センター(仮称)の整備等  総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備  小児救急医療支援の推進	小児救急医療体制の推進 周産期医療ネットワークの整備 周産期医療の診療報酬上の適切な評価 成育医療に関する全国的なネットワークの構築 予防接種の推進 「食育」の推進 子どもの生活習慣の改善(肥満児の減少) 喫煙防止対策の推進(妊婦・育児中の両親) 母乳育児の推進 「いいお産」の普及 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進 子どものこころの健康支援の推進 学校における心身の健康相談等の充実 思春期保健対策等の推進(10代の中絶・性感染症罹患率の低下)	周産期医療体制の整備・救急搬送受け入れ体制の確保(総合/地域周産期母子医療センターの支援(NICU整備等)、医師・助産師等の確保等) 産科医療補償制度の加入促進 小児医療の充実(小児救急患者の受け入れ体制の整備) 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、未熟児の養育医療費給付等 相談支援体制の整備(妊婦・出産、人工妊娠中絶等、女性健康支援センター等での相談援助体制の整備) 「食育」の普及促進 子どもの事故防止 マタニティマークの普及啓発 児童生徒のこころの健康づくり 性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育
不妊治療への支援			不妊専門相談センターの整備	不妊専門相談センターの整備  特定不妊治療費助成事業の推進	不妊専門相談センターの整備 不妊治療に係る経済的負担の軽減等(費用助成、一部保険適用) 不妊治療における安全管理のための体制の確保

付表2 分野別対策にみた、少子化対策プラン比較表(つづき)

分野	プラン名・計画年度	エンゼルプラン 1995～99年度(平成7～11)	新エンゼルプラン 2000～04年度(平成12～16)	子ども・子育て応援プラン 2005～09年度(平成17～21)	子ども・子育てビジョン 2010～2014年度(平成22～26)
子育てのための住宅整備		良質なファミリー向けの住宅の供給 職住近接を目指した都心居住を推進 多機能を有するニュータウンの建設促進 住宅団地開発や既成市街地の再開発時の保育所等の計画的立地推進	良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進 職住近接で子育てしやすい都心居住を推進 公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進 公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の中で住宅と保育所等の一体的整備等を推進	子育てを支援するゆとりある住宅取得等の支援 シックハウス対策の推進	良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進 街なか居住等の推進
子育てのための生活環境づくり		子どもの遊び場の整備 子育てバリアフリーの道路等、安全な生活環境の整備	安全な生活環境や遊び場の確保 ・安全な交通環境の整備 ・道路等のバリアフリー化 ・都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備	都市公園の整備(バリアフリー化等) 建築物、公共交通機関、歩行空間のバリアフリー化の促進 河川空間、海岸保全施設のバリアフリー化 安全・快適な道路交通環境の整備 建築物における事故防止対策の推進 劇場等での乳幼児同伴に配慮した観覧室の設置促進 子育てバリアフリーの意識啓発等の推進 輸送分野における子育て支援活動の推進(幼児等) 育児にかかる製品の安全性の確保 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進 「安全・安心まちづくり」の推進(犯罪防止に配慮した環境設計)	子どもの遊び場の確保(公園、水辺、森林) 子育てバリアフリーの推進 道路交通環境の整備 子どもの事故防止(保護者への周知・指導、建築物・公園等の施設や製品等に関する安全性の向上) 「子どもを事故から守る!プロジェクト」の推進 交通安全教育等の推進 犯罪等の被害の防止 子ども目線のものづくりの推進(キッズデザイン) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明(子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施)
子育てコストの軽減	妊娠・出産・子育てに関する手当・助成	育児費用の自主的経済的支援を行う事業主への援助 乳児や多子世帯の保育料軽減 共働きの間所得層の負担軽減等の保育料負担の公平化 税制上の措置や児童手当、年金等の社会保障制度等を含め子育てコストへの社会的支援の在り方について検討		税制の在り方について検討(児童扶養控除等) 不妊治療の費用助成	子ども手当の創設 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減 不妊治療の費用助成、一部保険適用 親の滞納状況にかかわらず子どもの窓口負担の一定化
	教育費の軽減	幼稚園奨励事業の推進 育英奨学事業の充実や私学助成の推進	育英奨学事業の拡充 幼稚園奨励事業等の充実(第2子・第3子の負担軽減等)	日本学生支援機構奨学事業の充実(基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力) 幼稚園奨励事業の推進	高校の実質無償化 奨学金の充実

資料: 付表1に同じ。